



2023年5月15日

各位

会社名 株式会社アップガレージグループ
代表者名 代表取締役社長 河野 映彦
(コード番号: 7134 東証スタンダード)
問合せ先 上席執行役員管理本部長 大口 智文
(TEL 045-988-5777)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月27日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役の経営責任をより一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条につき所要の変更を行うものであります。

また、株主総会を開催することが困難な場合であっても、株主総会の決議を要せずに機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第45条(剰余金の配当の決定機関)を新設し、現行定款第45条から47条につき条数を繰り下げると共に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
<新設>	(剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、剰余金の配当を行うことができる。	(剰余金の配当等) 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、剰余金の配当を行うことができる。
第46条～第47条 条文省略	第47条～第48条 現行どおり

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：2023年6月27日（火曜日）

定款変更の効力発生日（予定）：2023年6月27日（火曜日）

以上